

## 2022 (令和4)年8月1日から 雇用保険各種給付の上限額・下限額等を変更します

雇用保険制度では、毎年度の平均給与額の変動に応じて、毎年8月1日に各種給付の上限額・下限額等を変更しています。2022年8月以降の変更額をご案内します。

### ■ 令和4年度「雇用保険事務手続きの手引き」は10月1日の発行予定です

毎年8月1日に発行している「雇用保険事務手続きの手引き」は、2022年10月1日に行われる育児休業給付制度の大幅改正を踏まえ、今年度は10月1日に発行します。  
発行までの間、**上限額・下限額等は、このリーフレットでご確認ください。**

### 高年齢雇用継続給付

#### ● 60歳到達時の賃金月額 (手引き該当部分：82頁、111頁)

60歳到達時の賃金月額が上限額を超える場合は上限額、下限額を下回る場合は下限額を用いて支給額を算定します。

~2022年7月31日		2022年8月1日~	
上限額	下限額	上限額	下限額
473,100円	77,310円	<b>478,500円</b>	<b>79,710円</b>

#### ● 支給限度額 (手引き該当部分：85~86頁)

支給対象月に支払われた賃金額が支給限度額以上のときには、高年齢雇用継続給付は支給されません。また、支給対象月に支払われた賃金額と高年齢雇用継続基本給付金の合計額が支給限度額を超えるときは、超えた額を減じて支給されます。

~2022年7月31日	2022年8月1日~
360,584円	<b>364,595円</b>

#### ● 最低限度額 (手引き該当部分：85頁)

高年齢雇用継続基本給付金の支給額が、最低限度額を超えないときは、支給されません。

~2022年7月31日	2022年8月1日~
2,061円	<b>2,125円</b>

### 育児休業給付

#### ● 休業開始時賃金月額 (手引き該当部分：118頁、122頁)

休業開始時賃金月額が上限額を超える場合は上限額、下限額を下回る場合は下限額を用いて支給額を算定します。

~2022年7月31日		2022年8月1日~	
上限額	下限額	上限額	下限額
450,600円	77,310円	<b>455,700円</b>	<b>79,710円</b>

＜育児休業給付（表面から続く）＞

● **支給上限額**（手引き該当部分：122頁）

上記の休業開始時賃金月額（上限額）に給付率を乗じた支給上限額は以下のとおりです。

～2022年7月31日		➔	2022年8月1日～	
給付率 67%	301,902円		305,319円	
給付率 50%	225,300円	227,850円		

**介護休業給付**

● **休業開始時賃金月額**（手引き該当部分：149頁）

休業開始時賃金月額が上限額を超える場合は上限額、下限額を下回る場合は下限額を用いて支給額を算定します。

～2022年7月31日		➔	2022年8月1日～	
上限額	下限額		上限額	下限額
495,900円	77,310円	501,300円	79,710円	

● **支給上限額**（手引き該当部分：150頁）

上記の休業開始時賃金月額（上限額）に給付率（67%）を乗じた支給上限額は以下のとおりです。

～2022年7月31日	➔	2022年8月1日～
332,253円		335,871円

**求職者給付**

● **賃金日額・基本手当日額**（手引き該当部分：161頁）

基本手当の日額は、原則として離職前6か月の賃金を平均した賃金日額に45%～80%を乗じて得られる額で、年齢区分による上限額と、下限額が以下のとおり定められています。

＜上限額＞

	～2022年7月31日		➔	2022年8月1日～	
	賃金日額	基本手当日額		賃金日額	基本手当日額
29歳以下	13,520円	6,760円		13,670円	6,835円
30～44歳	15,020円	7,510円		15,190円	7,595円
45～59歳	16,530円	8,265円		16,710円	8,355円
60～64歳	15,770円	7,096円		15,950円	7,177円

＜下限額＞

	～2022年7月31日		➔	2022年8月1日～	
	賃金日額	基本手当日額		賃金日額	基本手当日額
全年齢	2,577円	2,061円		2,657円	2,125円